

本学学生と保護者の皆様へ  
新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

危機管理対策委員会では3月31日までの方針として、現行の行動制限レベル2（警告）を維持することとしました。

ただし、現在、新潟県内に発出されているまん延防止等重点措置が解除された場合は、改めて委員会を開催してその方針を見直す予定としています。

この間、学生の皆さんには以下の方針を守っていただくようお願いいたします。

**【重要!!】 学生・院生の皆さんの行動制限について（3月1日～3月31日）**

本学の感染対策の基本は次の3項目で、行動制限はレベル2（警戒）です

- (1) 会食・カラオケを回避する
  - (2) マスクを常に装着し、口・鼻に触れない
  - (3) 健康観察と行動記録を継続する
- ① 学内への入構は原則禁止となります（学科長・専攻長に申請し、許可を得た場合は可能です）
  - ② 国外移動は禁止、「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の対象地域への移動も禁止です（その他の地域への移動は強く自粛を求めます）
  - ③ 講義は原則メディア授業です（受講が困難な場合は学内で対応します）
  - ④ 実習・演習も原則メディア授業です（許可を得た場合は対面式もできます）
  - ⑤ 学外実習は原則県内に限ります（②の対象地域以外は可能とします）
  - ⑥ 学生相談は原則非対面（メール、電話など）で対応します（相談員の判断で対面が必要な場合は許可します）
  - ⑦ 課外活動（学友会、ボランティア、サークル活動等）は原則停止です（オンラインでのミーティングは可能で、アルバイト活動は自粛してください）
  - ⑧ 強化クラブの活動は制限します（活動内容は指導者の指示に従ってください）
  - ⑨ 図書館・学習支援センターの利用は制限します（来館利用は停止し、書籍の貸し出しは郵送で行い、学修支援センターはオンラインで対応します）
  - ⑩ 不要不急のイベント等は延期または中止です（オンラインでは実施できます）

皆様のご理解とご協力を、引き続きよろしくお願いいたします。

以上